

令和 7 年度 第 3 回
広島県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊資料
No. 1

第2回広島県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事要旨

P. 1

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月16日（木）9時00分～10時21分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回専門部会の審議経過と、現時点での他府県、県内他業種の結審状況について説明を行った後、労働者代表委員から資料を用い、「全国的にも、広島県でも人口は減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されている。外国人労働者については、現時点では、2027年から始まる外国人育成就労制度に自動車部品製造が入っていないため、約1,000人の人材減につながり、企業によっては生産ラインが成り立たなくなることも予想されている。価格転嫁については、全国マツダ労連では、組織内国会議員を通じて政治あるいは関係省庁に環境整備要請を行うとともに、関係者との意見交換、情報提供、研修会等を実施している。」旨の説明が行われた。 その後、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、改正金額の提示を求めた。 労働者代表委員からは、「地賃との差が縮まっている。高いレベルの技術を要する製品を生産することを求められる業種であり、地賃並みの引上げは最低限必要と考えるので、68円、6.5%プラスの1,116円を提示したい。」と金額提示がなされた。 使用者代表委員からは、「専門部会共通資料ナンバー15の『春季賃金引上げ妥結状況（令和7年）』の連合広島300人未満の引上げ率4.79%に現行の最低賃金額1,048円を乗じた50円、1,098円を提示する。根拠とした引上げ率は、昨年度の第3回専門部会で、使用者側の2回目、かつ最終となる提示でも使ったものである。審議を円滑に進めるため、使用者側としては自ら提案できる最も高い引上げ率を採用し提示したので、この額が最終提示と考えていることを付け加える。」と金額提示がなされた。 その後、使用者代表委員から、労働者代表委員が提示した引上げ率6.5%の根拠を尋ねたところ、労働者代表委員は、「当業種は地域別最低賃金との差が徐々に縮まっている。自動車製造業と他産業との差別化を図るためには、最低限、今回の地域別最低賃金の引上げ額と同程度は必要と考えた。引上げ率6.5%は引上げ額から算出したものである。」との回答があった。 労使双方からの金額提示を受けたものの金額差があることから、公益代表委員は労使による二者			

協議を提案した。二者協議の手法等について意見交換が行われた後、労使による二者協議が行われた。その後、専門部会が再開し、部会長が改めて金額提示を求めたが双方とも変更はなかった。未だ双方の意見の隔たりが大きく公益案を出す状況とは考えられず、これ以上の進展も難しいことから、次回に審議を持ち越すこととなった。

2 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第3回 広島県自動車製造業最低賃金専門部会

日 時 10月28日（火）午前9時00分～

会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室

主な議題 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について